

住宅リフォーム 助成金申請を 受け付けます

☎住宅公園課(235)9606

第1回住宅リフォーム助成金



- ▼申請期間 5月16日(月)～27日(金) 9時～12時、13時～17時 ※(土)(日)を除く
- ▼申請場所 5月16日(月)：市役所401会議室 5月17日(火)以降：住宅公園課窓口
- ▼提出書類
- ◎住宅リフォーム助成金交付申請書
- ◎見積書の写し
- ◎撮影日入りの現況写真(工事予定箇所と住宅全体のもの)
- ◎前回の抽選に落選した方は落選通知書

3助成共通事項

- ▼対象者 市税などを滞納していない方(共有者を含む)
- ▼リフォーム工事条件
- ◎これから着工予定であること
- ◎市内に本社・本店があり市に住宅リフォーム取扱事業者の届け出をしている施工業者を利用すること
- ◎工事費が10万円以上(税抜き)になること
- ◎平成29年3月31日までに工事が完了し、市に実績報告を行うこと
- ◎一部でも他の助成制度の対象になっていないこと



施工業者の方へ

住宅リフォーム取扱事業者の新規届け出を受け付けます。詳細は、住宅公園課にお問い合わせまたは市ホームページをご覧ください。

「住宅リフォーム助成金」「三世同居支援リフォーム助成金」「空き家活用促進リフォーム助成金」の申請を受け付けます。各助成金の申請条件や対象工事内容などの詳細は、住宅公園課で配布のチラシまたは市ホームページで確認してください。

- 市民の居住環境向上による定住促進と、地域経済活性化および市内業者の育成を図ることを目的としています。
- ▼助成対象者
- ◎海老名市に1年以上住民登録をしている方
- ◎住宅の所有者かつ居住者である方
- ◎過去に「住宅リフォーム助成金」「三世同居支援リフォーム助成金」「空き家活用促進リフォーム助成金」を交付されていない方
- ▼対象住宅 市内にある一戸建て住宅・マンションの自己専有部分・併用住宅の住宅部分



- ▼その他 申請件数が予算額を超える場合は抽選になります。前回(平成27年度第2回)の抽選に落選した方は当選倍率の優遇対象になります。1申請期間中、1事業者の受注枠は5件までとなりますので、施工業者にご確認ください。なお、本助成は年2回の募集を行います。次回の受け付けは9月の予定です。

三世同居支援リフォーム助成金



三世大家族の増加を推進し、子育て・介護を支援することで、子育て世代の定住促進を図ることを目的としています。

▼助成対象者

- ◎三世代で同居している、または新たに三世代で同居する親または子
- ◎住宅の所有者かつ工事契約者である方
- ◎子世帯に中学生以下の子(出産予定含む)がいる方
- ◎過去に「三世同居支援リフォーム助成金」「空き家活用促進リフォーム助成金」を交付されていない方

▼対象住宅

- 市内にある一戸建て住宅・マンションの自己専有部分・併用住宅の住宅部分
- ▼申請期間 5月2日(月)～12月28日(水) ※(土)(日)(祝)を除く
- ▼申請場所 住宅公園課窓口
- ▼その他 随時受け付け。申請に必要な書類などは住宅公園課へお問い合わせください。

なお、過去に住宅リフォーム助成金を交付されている方は、本助成金の上限額から住宅リフォーム助成金相当額を差し引いた額を上限額として申請可能です。



空き家活用促進リフォーム助成金



空き家の利活用を図り、防災・衛生・景観などの住環境向上と、市内への定住促進を図ることを目的としています。

▼助成対象者

- ◎空き家を所有する個人 ※法人は対象外
- ◎過去に「空き家活用促進リフォーム助成金」「住宅リフォーム助成金」「三世同居支援リフォーム助成金」を交付されていない方
- ▼対象住宅
- ◎市内にある6カ月以上空き家となっている一戸建て住宅・併用住宅の住宅部分 ※新築住宅は対象外

- ◎現行の耐震基準を満たしている住宅 ※この事業を利用し基準を満たす住宅にリフォームする場合も可
- ◎リフォーム後、賃貸・売却、自己または親族が居住する住宅

- ▼申請期間 5月2日(月)～12月28日(水) ※(土)(日)(祝)を除く
- ▼申請場所 住宅公園課窓口
- ▼その他 随時受け付け。申請に必要な書類などは住宅公園課へお問い合わせください。

